

## 通所介護事業所

### 太陽の家重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通りご説明いたします。

#### 1. 事業所を経営する法人について

- (1) 法人名 有限会社アルファルファ&カンパニー
- (2) 法人所在地 三重県鈴鹿市西條町495-1
- (3) 電話番号 059-383-8383
- (4) 代表者氏名 代表取締役 玉田 浩一
- (5) 設立年月 平成16年 4月1日

#### 2. ご利用いただく事業所について

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所  
当事業所は、三重県指定2470301140号にて介護保険の指定を受けています。
- (2) 事業所の名称 通所介護事業所 太陽の家
- (3) 事業所の所在地 三重県鈴鹿市西條町495-1
- (4) 電話番号 059-383-8383
- (5) 事業所長（管理者） 氏名 玉田 浩一
- (6) 開設年月 平成16年4月1日
- (7) 利用定員 30名
- (8) 営業日と営業時間及びサービス提供時間  
営業日 月曜日～土曜日 ※日曜日休日  
営業時間 午前9時～午後5時（最大延長午後8時迄）  
サービス提供時間 午前9時～午後4時  
※午後5時以降の延長利用に際しては御家族のお迎えが必要です。

#### 3. 職員の配置状況について

事業所長1名、介護職員4名以上、看護職員1名以上、生活相談員1名以上  
機能訓練指導員1名以上（デイサービス30名に対して、介護職員1：利用者3の割合となります。）

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金について

◆ 介護保険運営基準で定められたサービスを提供いたします。

- ① 食事 食事時間 昼食12:00～13:00 夕食18:00～19:00  
食事内容について、アレルギーの出る食べ物については代替品を用意させていただきますが、個人の嗜好に応じた食事の提供は対応できませんので御了承下さい。
- ② 入浴 一般浴（利用者の希望に応じ適宜）  
機械浴（シャワーチェアのまま入浴できます）
- ③ 排泄 排泄の自立を促すよう、ご契約者の身体能力に応じた援助を行います。
- ④ その他自立への支援  
清潔で快適なサービスを提供し、適切な整容が行なわれるよう支援します。
- ⑤ 利用時間の延長について  
最大延長は午後8時まで利用可能です。但し、延長される場合は御家族のお迎えが必要となります。
- ⑥ キャンセルについて  
体調不良等で利用を当日急遽キャンセルする場合は電話にて受け付けます。但し連絡をせず自宅到着時にキャンセルした場合は片道の料金は徴収いたします。また当日キャンセルの場合、食事代は徴収させていただきます。キャンセルは前日18:00までに連絡のない場合は当日キャンセルの扱いとなります。
- ⑦ その他
  - (1) 利用中の個人的な買い物など、私的な外出はできませんので御了承下さい。
  - (2) サービス提供に際して、介護の労に対する金品の贈与については一切の受け取りはできませんので、予めお断りさせていただきます。

##### A. <サービス利用料金> 1日当たりの事業所介護サービス利用料

###### 事業所施設区分 通常規模事業所

要介護状態等	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料	6770	7890	9010	10130	11250
自己負担額(円)	677円	789円	901円	1013円	1125円

入浴介助加算50円 個別機能訓練加算27円

若年性認知症利用者受入加算60円【対象者のみ】

##### B. <介護保険の給付対象とならないサービスの概要と利用料金>

- ・食事の材料の提供料金(食材料費) 1日当たり 420円(税込み)
- ・連絡帳ファイル・連絡袋・お薬袋 セットで200円(初回利用時に購入)  
連絡帳は複写式の物を使用し、一冊525円にて購入していただき、なくなり次第、追加購入となりますので御了承下さい。
- ・怪我の処置等に係る物品など、本来利用者自身が負担するに相当する物(実費)

◆ <利用料金のお支払い方法>

上記の料金・費用 **A, B** は、ご利用期間月末に概算計算し、金融口座より引き落としとなります。利用できる金融機関 百五銀行他

**5. 事業者の義務等について**

- ・ サービス提供にあたって、契約者の体調・健康状態をみて、医師と連携し、契約ならびにその家族と相談し、必要に応じて医療機関への受診を配慮します。
- ・ 事業者、従業員は、サービス提供で知り得た契約者およびその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。また、この守秘義務は本契約終了後継続します。
- ・ 送迎について、原則として家の軒下までの送迎となります。家庭の介護力等の事情でベッドから車椅子もしくは車椅子からベッドへの移乗介助等をさせてもらう場合もありますが、それ以上の更衣介助等の通常デイサービス事業の範疇を超えると考えられるサービスについてはできかねますので予めご了承下さい。

**6. 事故発生時の対応について**

- ・ サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族に連絡し、必要な措置を講じます。また、市町村にも速やかに連絡・報告をいたします。
- ・ サービス提供による賠償すべき事故の場合は、賠償責任を負います。但し、事業所の責に帰さない事由による場合は、賠償責任は免れます。

**7. 契約者からの相談・苦情の対応について**

- ・ 相談については、生活相談員が窓口となり、援助いたします。
  - ・ 苦情は口頭でも受け付けますが、事務所入り口に「意見箱」を設置しておりますので、匿名でもご利用できます。
  - ・ 苦情・要望は、苦情処理担当者が必要に応じて、当事業所の該当する委員会等で協議し解決にあたります。また、必要に応じ責任者が口頭・文書等で報告いたします。
- 窓口連絡先 太陽の家 鈴鹿市西條町495番地の1 059-383-8383  
受付時間 月曜日～土曜日 9:00～17:00 担当者 玉田又は高木

**8. サービスの中止・変更・終了について**

- ・ 当事業所との契約が終了する日をもって、サービス提供は終了とさせていただきます。
  - ・ 契約の有効期間であっても、ご契約者から当事業所へ利用中止・変更を申し出ることができます。また、以下の事由が生じた場合は中止、変更になります。
- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定もしくは変更された場合
  - ② ご契約者が入院された場合
  - ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
  - ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑦ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

**8. サービス利用時の持ち物**

- ①連絡帳・連絡袋・お薬袋 ②昼食時のお薬またはその他必要なお薬 ③体を洗うタオル  
(バスタオルは不要)④歯磨きセット ⑤下着の着替え ⑥オムツ類の交換分(必要な方のみ)

※持ち物には全て名前を記入して下さい。また、現金の持ち込みは固く禁止させていただきます。

※平成19年8月4日 改訂 (項目4 ⑦-(2)追加)

※平成21年4月1日 改訂 (項目4 A)

指定介護福祉事業所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

平成 年 月 日

通所介護事業所 太陽の家  
説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護事業所サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 〒  
氏名 印

家族代表者 〒  
氏名 印

代理人住所 〒  
氏名 印  
(利用者との関係 )

連絡先電話